

生活介護事業所 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

生活介護事業所における医師配置の取扱いについて(通知)

日頃から、本市障害福祉行政の推進につきまして、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底と福祉サービスの継続にご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、「相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成31年相模原市条例第10号)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下、「基準省令」という。)の規定により、生活介護事業所については、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師の配置(嘱託医の確保で可)が求められており、令和3年4月以降、以下のとおり取扱うこととしますのでご承知おきください。

1 医師配置の目安

- (1) 医師が健康管理や療養上の指導、基本的診療等のために、生活介護事業所に原則毎月1回以上の勤務を行っていること。
- (2) 医師の1回当たりの勤務時間は、利用者の障害の特性等に応じた必要となる時間であることとする。

【未配置と判断する具体例】

- ・ 医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに来所し、診療等をする場合
- ・ 嘱託医契約はあるものの、勤務実態がほとんどない場合(実質的な協力医療機関になっている場合)

2 留意事項

- (1) 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」(以下、「体制届」という。)に添付する「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、必ず医師の勤務予定を記載してください。
- (2) 看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関等への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができます。ただし、医師未配置減算が適用されますので、体制届により届出を行ってください。
- (3) 実地指導等により医師の勤務実態を確認させていただき、未配置と判断した場合は、過誤調整を行っていただきますのでご承知おきください。

以 上

健康福祉局地域包括ケア推進部
福祉基盤課 指導班
電話 042-769-9226